

## 第33回かながわ自殺対策会議

令和4年11月15日（火）

神奈川県総合医療会館 2階会議室A

## 開会

### 事務局進行（１）

事務局より説明

### 新任委員あいさつ

#### ○藤尾委員

全国自死遺族総合支援センターで相談スタッフをしております藤尾聡允と申します。私は神奈川県横須賀市に在住している関係で、（前任の）杉本の方から地元ということで、出席を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局進行（２）

事務局より説明

### 座長開会あいさつ

#### ○大滝座長

皆様こんにちは。かながわ自殺対策会議の座長を務めさせていただいています神奈川県精神科病院協会の大滝です。本日はよろしくお願いいたします。今回は、かながわ自殺対策計画の改定に際し、県が作成した素案をもとに、皆様から広く意見をいただく場となっています。

令和元年まで比較的順調に減少してきた本県の自殺者数、自殺死亡率は令和２年に増加し、令和３年も高止まりしている状況です。令和３年は、全国で最も自殺死亡率が少なかった本県においても、依然、年間1,200人を超す方が自ら命を絶っており、今後も総合的な自殺対策を進めていく必要があります。国の大綱でも、新型コロナウイルス感染症、感染拡大の影響について触れられており、特に令和２年に自殺者の増加した女性や若年者の対策、ICTの活用推進などがポイントとして挙げられています。こうした視点を踏まえ、本日はかながわ自殺対策計画の改定素案について活発に議論していただき、本県の自殺対策のさらなる充実が図れればと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ここから私の個人的な感想、１つだけ入れさせていただきますけど、私精神科医なんですけど先日、大学生の方がお見えになりまして、入学して数年間はオンラインで授業を出てそれなりに適応していた。しかし、少しコロナが収まって、対面になった途端に、うまく授業に適応できず、友人もあまりできていなくて非常に苦労しているということで、相談にみえました。その方の話を聞いてつくづく思うのは、問題が起きたときにすぐその問題がいろんな、表に出てくるわけではないので、私たちはいろんな問題が起きている時に、表に出たものだけでなく奥に何が起きているのかということ、想像力を持ちながら対処していく必要があるかなと思っています。今回のコロナ感染症のことも、非常にいろんな影響がこれからも出てくるんじゃないかと思っていますのでその辺をビビットな感性を持って対処していきたいと思っています。私の個人的な感想をここで付け加えさせて

いただきました。

本日の議事は内容が多いため複数のパートに分けて説明し、その都度、質疑の時間を設けます。パート分けは「1. 素案の概要、素案第3章、今後のスケジュール」「2. 素案第1章、2章、5章」「3. 素案第4章、実施展開を柱1から6」「4. 素案第4章、施策展開を柱7から12」となります。それでは、議事について、事務局より説明をお願いいたします。

## 1. 議事「かながわ自殺対策計画の改定素案について」（1）

### 事務局説明

事務局より議案説明

### 質疑応答

○大滝座長

ありがとうございました。今かながわ自殺対策計画の改定素案について、全体の流れをご説明いただきました。非常に残念なことに全体目標として、計画を作った時の令和3年12.4以下が現状15.2、人口動態統計ですね。ここで確認ですけれども、ページ13の令和7年の改定計画目標値は30%以上減少させるというのは、当初の目標をそのままキープするというのでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、今座長のおっしゃる通り当初の目標ですね、そちらを継続して設定させていただきました。

○大滝座長

ここまでのところで、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いし、ご発言をお願いします。

第1期の目標達成状況がなかなか厳しいものがいくつかあったわけですが、やっぱりコロナがいろんな意味で多種に、多くの影響を県民の心と、心だけでなく生活に影響を与えて、それらのことが非常に自殺死亡率を上げているような、そういう印象を持っています。細かいことはまた各論の方で話が出ると思いますけど、ここまでの大きなところではどうでしょうか。よろしいですか。じゃあ、事務局の方でよろしくをお願いします。

○事務局

事務局から失礼いたします。皆様に資料をお送りした際に、事前にご意見ある方はお願いいたしますということで事前の意見照会をさせていただきました。神奈川県経営者協会様、本日ご欠席となっておりますが、事前の意見をいただいております。先ほど座長からお話のありました全体目標の数値設定について、ご意見をいただきました。読ませていただきます。計画改定にあたり、自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱との整合を図ることは必要かつ合理的である。ただし、全体目標については、減少率、減少幅ではなく、

自殺死亡率の水準を考慮して設定すべきと思われる。これまでの自殺死亡率の実績から想像すると、一定程度の自殺者数が生じることは認めざるをえないため、先進国の水準も勘案し、12から13台以下、というのが妥当な目標値になるのではないかというご意見をいただいております。

○大滝座長

ありがとうございました。自殺死亡率の目標を少しく現実によって修正をかけるというような、非常に大きな意見なんですけれども、ちょっとその辺についても委員のご意見があれば、じゃあ井上委員よろしくお願いします。

○井上委員

井上です、神奈川女性会議です。どの計画でも目標値っていうのは、明確な形が出ますから、非常に慎重に考えなくちゃいけないかなと思うところであります。2ページの資料を見ていくとも完全にこれはコロナの影響ということで、今まで下がってきたところとか、こう下がり止まりではなく上向きになった状態があるのでそこから、もっと前と同じようなグラフを変えて下げていくっていうのは、厳しいという言い方が先ほど会長からもありましたけど、どうも厳しいというよりも、かなり難しいんじゃないかという印象がありますので、もちろん目標を高く掲げていくのですけれども、もうちょっとやっぱり現実的なところを見ていく必要がありますし、もしこの目標値を作るのであれば、もっと、何ていうか新しい施策っていうのを展開していくという形にならなければ、難しいんじゃないかなというふうに、率直に思います。以上です。

○大滝座長

これ、初めから非常に難しい課題で、ただ、国は基本的に当初の計画を変えてないんですよね。強気です。だから、国に合わせて作ってというような大きな今流れで、閣議決定を踏まえて自殺対策大綱の、せつかくここで目標をまでいじってしまうとどうなるかなというふうな、両面あると思いますけど、ただその数値を変更するとなるとちょっと非常に重たい大きな話になるので。

○事務局

事務局からよろしいでしょうか。委員のおっしゃる通りですね、非常にこの目標難しい数字だということは私どもの方も承知しております、そういった議論も実は検討段階でございました。ただ例えばこれを、経営者協会様のおっしゃるような13.0ぐらいの話というところになりますと結局これ国とほぼ同じ目標ですね、減少率ではなくて最終目標として同じ目標ということだとになります。現在神奈川県は本当に皆様方のお取り組みの成果もございまして、全国でもトップクラスの自殺死亡率の低さというところがあります。やはり私どもとしては、国と同じくらいのレベルというよりは、その先に行くところを目指して、やらせていただければと思います。非常に困難な目標だというのは承知しておりますが、皆様方のご協力もいただきながら、そこを目指していきたいなというふうには考えて

いるところでございます。以上でございます。

○大滝座長

警察庁統計でも日本で全国1位自殺死亡率が低い県、神奈川ですから、やはりそこを何とか県民のためにも、ぜひ、キープしていきたい目標だと思います、現実に合わせてのは大事だと思いますが、この話ちょっと相当議論しないと、動かしにくい話なので、ここは当初これでもう少しやらせていただければと私は思っていますが。どうでしょう。

○井上委員

結構だと思います。これは中間で見直しがあるんですけど。

○大滝座長

事務局の方どうですか。この計画については、5年間はもうキープで。

○事務局

基本的にはこの目標を含めてキープではありますが、もちろん当然大きく社会環境と変わったりした場合には見直す、逆に例えば、想定よりも自殺者が減っていけば、この目標がいいのかっていう議論にもなると思いますのでその辺はまた柔軟に見直す余地はあろうかと思います。

○大滝座長

何か今日の議論の何かを少し、どこかに入れていければいいかなと思ってですね、現状としては厳しいけれども、こういう数値をあえて守ることに意味があるということ、何かちょっとこう、最初のどこかに入れていただければ、何かいいような気がします。

○井上委員

再検討というと別に数字を出す再検討じゃなくて事業の中身をもっと充実していくっていう再検討もあるわけですから、そういう形でぜひ頑張ると、抽象的な言い方で申し訳ありませんけども。

○事務局

ありがとうございます。

○大滝座長

まさに今日のこれからの議題が細部についてちょっと議論、検討していくことがあるので、他に何かご意見なければ次の議題にいきたいと思います。引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

## 2. 議事「かながわ自殺対策計画の改定素案について」(2)

### 事務局説明

事務局より説明

### 質疑応答

○大滝座長

ありがとうございます。計画の改定の趣旨、計画の性格、計画期間、計画の対象区域の説明が入った後で、その背景としてのデータが詳細に記載されております。非常にわかりやすくいいと思いますが、これを見ると、なかなかやっぱり自殺の現状厳しいし、生きていく上でなかなか大変なみんなご苦労のある状況だということが、これらのデータからもひしひしと感じてこられて、非常に勉強になりました。委員の方でご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

○小野委員

弁護士会の小野です。目標が達成できなかったという話が、先ほどから何度も出ていたんですけど、その分析についてはどちらに書かれているのでしょうか。26ページにできませんでした、だけ書いてあったので、その分析とかは書かないのかなと思ったのですが。

○大滝座長

事務局の方で何かアイデアとか、記載してある場所はありますか。

○事務局

はい。分析評価ということでこちらの達成状況と、あと個別の現行計画に掲載の34事業の取組み状況の評価をAからEまでの判定をもって、分析評価というふうにさせていただいております。以上でございます。

○小野委員

まとめて「こうだと思います」みたいなのは、どこにも書かれないのでしょうか

○事務局

はい。委員のおっしゃる通り、現状、現行計画についてはこういった作りということで、これ以上の分析はされていません。個別の施策であったり、神奈川県の子殺者数の現状等を照らして、達成できなかった分析については、これより少し踏み入った内容の文章を掲載することで、今後検討調整させていただきます。

○大滝座長

小野委員の話は非常に重要なんですよね。何が原因でこうなったかって分析ができないと、対処ができないわけです。ただ、自殺に関しては非常に多因子なので、この原因があったからこうというふうに分析しにくい部分があって、一部を取り上げて、例えばコロナがあったから自殺が増えたっていうような話をしても、確か諸外国ではコロナで必ずしも自殺死亡率増えてないんですよね。だから、やはりコロナの問題もあるけど日本特有の問題もありそうなので、その辺の分析っていうのは非常に難しくなるかと思います。

例えば、小野先生の方では、どんなふうなことが記載されるといいというようなイメージをお持ちでしょうか。

○小野委員

いや、これを読んだ方が何を思うのか、「できませんでした」っていう何か投げた感じに見えちゃうかなというのを心配したもので、今委員が説明されたようなことが多様な原

因があるのでこちらでは分析できてないけれども、コロナの影響とか何とかがあると思います。また、少なくとも書いてあれば読む方にやさしいかなと思ったのです。

○大滝座長

そこを踏み込んで書いてあげたほうがわかりやすいんだけど、本当にそれが正しいのかどうかという検証がなされると、どこまで書いていいのかわからないところが難しいです。

○小野委員

「なかなか分析が難しいんです」くらい書いてもいいかなと思います。

○事務局

そうですね。座長がおっしゃるように、分析と言っても非常に難しい部分があって、実は大綱の方もそこまでは実際、踏み込んでないような状況もございます。

多分、この今の書きぶりだと、経過もよくわからないところもあるので、少なくとも「いつまで減少傾向にあったけれども、令和2年にまた増加してこの数値になった」とか、そういう推移みたいなものを書かせていただくのはどうかというふうに考えています。

あと、「その背景として社会情勢的にはコロナの感染拡大などもあった」ということは付記してもいいのかもしれないですが、具体的にこういうことがあったから、この数値になりましたというのはちょっと正直難しい部分あるのかなと思うので、そういう推移みたいなところは書き加えられたなというふうには思っております。

○大滝座長

コロナ感染症の推移なんていうのがわかって、それと少しこう関連しているようなイメージが湧くといいかもしれない。

ただ、最初に私が申し上げたように、コロナの問題が出てくるのはすぐではなくて、コロナの問題が実はじわじわと人々を侵食して、半年後1年後っていう形で何か出ているような印象もあるので、この辺もちょっと慎重にならざるを得ないです。

けれども、今事務局の方がおっしゃったように、少しヒントっていうのか、わかっているところまででも、事実関係でもちょっとだけ触れておくと、確かに見る人が、これはコロナの影響があったのかなと思っていただいてもいいような気が私もあります。

小野委員の弁護士会の意見も入れながら、最終的なところで、多少修正ができるといいかなというふうには思っております。

錦委員、どうぞ。

○錦委員

教育現場におりますと、やはり2年から3年近く、本当に生徒たちが、コミュニケーションの取り方が変わってしまったっていう、やっぱり家庭が中心になってしまって、幅広く様々な年代の人たち、或いは上級生含めて異年齢の人達と触れ合わない期間がどの生徒もどこかの年代で2年以上もあったわけですね。人間関係の取り方っていうのが大き

く変化して、それが今後どの程度影響があるかというのは、本当に私たちも注視していますし、すぐにはないけれども、考え方とか生き方とか、様々な面で今後やはりその対応というのが必要じゃないかというふうに思います。

○大滝座長

私も全く同意見で、今起きていることが、人間の、ある意味でコミュニケーションを大きく阻害して、健康な成長発達に至っていない人が増えてきて、そういうのは特に子どもたちであるとか新入社員とかそういうスタートラインの人たちにすごく影響を及ぼしたような気がします。ですから、当面の自殺対策とすぐには関係してないんですけども、将来の自殺死亡者を減らすためには何かその辺を視野に入れた支援をしていかなくちやいけないというふうに個人的には思っています。他にないようでしたら、よろしければ次のパートについて事務局より説明をお願いいたします。

### 3. 議事「かながわ自殺対策計画の改定素案について」(3)

事務局説明

事務局より説明

質疑応答

○大滝座長

どうもありがとうございました。県の行っている事業のほとんどとは言いませんけど、かなり多くのことがこの自殺対策と繋がっていてしかもそれが有機的に繋がって行って、いろんなところに同じことが顔出すっていう、だからある意味でわかりにくいんですけども、それぐらいやっぱり自殺対策はとても大事な、人間をどうやって支援するかっていうことの共通の一番根幹になるのかなんて思いながら今聞いておりました。

全体についてももしご質問あればまず受けますけども、その後大柱ごとに少し分けて検討していきます。まず全体を通して何かご質問とかご意見あれば。ちょっと大変申し訳ないんですけど新規事業がちょっとよくわからなくて前と比べて、どこが新規で、どこが従来から、ごめんなさいわかんなかったところがありますけども、それはまた適宜説明の中で追加していただければ。

○事務局

すみません、事務局でございます。お手元の資料としてかながわ自殺対策計画の改定素案における構成事業一覧表というこのA3の縦判で綴じてある資料がございますが、こちらの事業がですね、国の大綱と現行計画、国の大綱が左側は現行計画が右側で、真ん中が改定計画、今ご説明した素案の施策事業の方を掲載させていただいてるんですが、この中で新規というふうにかかれていたものが新しい事業という形になっていますので、具体的な中身は先ほどの改定素案の方のご説明を見ていただくというような形になってます。わ



かりづらくて申しわけないのですが、新規の事業はここからピックアップさせていただいてご説明した次第でございます。

○大滝座長

どうぞ。

○井出委員

今の一覧表で「新規」と「追加」の違いってどういうことでしょうか。

○事務局

ご説明させていただきます。「新規」に関しましては、現行計画に全く掲載をされていなかった事業となります。「追加」に関しましては、これまで現行計画の他の柱あるいは他の取組みに紐づく形で掲載がされていたところ、再掲事業ということで増やした項目、同じ取り込みを別のページにも掲載した。そういった形の取組みを「追加」ということで表現をしております。

○大滝座長

たくさん修正をさせていただいているので、なかなか一気に理解が難しくて申し訳ないですが。

○小野委員

あと、ページ数がどっかで増えたっていうので、ページが合っていないので確認していただければと。132ページあたりから目次と実際のページ数がずれてしまっているみたいなので。

○事務局

すみません、大変失礼いたしました。また最後に確認はさせていただいて番号をとらせていただきます。

○錦委員

よろしいですか。

○大滝座長

どうぞ。

○錦委員

私、私立の中高協会から来ているんですが、小中高校の学校を通じての様々な施策とか計画とか支援というのは、ほとんど公立学校を通じて、というもので、私立学校については、ほとんどこれを見る限りは、あまりほとんど出てこないんですけれども、何か理由があるのでしょうか。

○事務局

すみません。事務局でございます。

今の計画が、基本的に県が取組みをしているものが中心に載っているような形で、要は県が所管をしている事業ということで、どうしても公立の学校が中心になってしまっ

ている部分があります。

もちろん、私立の学校も含めてという部分あるんですが、特にどうしても所管ということでいくと公立の取組みを載せさせていただいているのが多いので、もしですね逆にこちらからご提案じみて恐縮でございますが、委員の協会でやられている取組みですとか、そういう私学のお子様に向けた取組みがあれば、逆にこの計画の方に改めて位置付けさせていただくこともできますので、もしよろしければそういったご提案をいただけると大変ありがたく思っております。

○錦委員

ぜひそういう機会をいただければ、とてもありがたいと思います。例えば私立学校は割と多くの学校が、スクールカウンセラーを置いています、そういう費用の一部補助とか、例えばそういう形でも支援していただけると、とても助かると思いますし、県の方で可能なことを、また情報交換させていただいてご検討いただけたらとてもありがたいと思います。

○事務局

具体的な財政支援というと、私ども直接の所管でない、その部分はお答えにくいというか、言いづらい部分もあるんですけども、何か現状でもですね、直接こう何か県が補助しているとかというものでなくても、私学さんとして県内全体で取り組まれているようなことがあればですね、ぜひこちらの計画に位置付けさせていただければと思います。

○錦委員

また相談させてください。よろしくをお願いします。

○大滝座長

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

もし、なければちょっと大柱ごとに、確認というか、例えば大柱1でいうと、統計とか情報提供について、神奈川県警察も含めて資料提供には非常に協力的で、いろんな資料が今集まってきたと思うんですけども、その辺、警察の立場から何か後、コメントございますか。

○高橋委員

警察本部では、作成した自殺統計原票について、関係機関が必要な情報を適切に提供することとしていますので、警察が提供できる範囲になりますが、今後も提供していきます。

○大滝座長

今日の資料もそうですけど、警察のデータでできているものが多くて、非常にこれが参考になっていつも助かっています。ありがとうございます。次に、大柱2の普及啓発で、県とか市の方で何かこういうことについてございましたら。特段なければよろしいですね。

大柱3のところの人材育成のことで、人材育成のことで何かコメントがございましたら。

○井出委員

そうですね、ここに書いてあるのは学校とか、医療の世界のことが多いんですけど、大柱6でいろんな施策との連携で、生活困窮者対策等をやっていますが、そういう相談をできる人とかですね、そういった人材って結構限られていて、各分野がいろいろと人材確保、もしくは研修とかですね、まとめていただければなと思っています。

この3に書いてあるのは、学校と医療の関係ですけど、福祉関係でも、コロナが起きて、新しい問題が起きていまして、なかなか専門性が追いつかないっていうのがあるので、そういう部分で県のご支援があればいいなと思っています。以上です。

○大滝座長

ありがとうございました。大柱4心の健康づくりのところで産業保健総合支援センター西尾委員どうでしょうか。

○西尾委員

はい。健康づくりについては、当センターは職域という形ですけども、これは毎年毎年、センターでもやっておりますし、それから事業所からの要望も非常に多いです。

従業員さんたちのセルフケア研修と、それからその部下或いは従業員さんへのメンタルヘルスの気づきだとか、接し方に関するラインケアの研修、こういうものを実施しているところです。

あと最近ですと、職域ではやはりハラスメントの問題ということで、このあたりも労働局さんと連携しつつ、研修もやっておりますし、事業所からの要望も多くなっております。心の健康づくりとは少し離れますけれども、個別の相談として数は極めて少ないんですが、自殺という観点から言いますと、職域の場合、職場で自殺をなさった、あるいは自殺未遂って言うことがゼロではない。事後対策ではありますけれども、具体的にどういうふうに職場として対応したらいいのかという場合に、メンタルレスキューとかですね。職場で自殺があった場合の専門機関がありまして、そういうところをご紹介しますなど、そのような形で予防から実際の相談、或いはそういうことが起こった後の事後という形でセンターとしては対応しています。

○大滝座長

ありがとうございました。大柱5の精神保健医療福祉に関しては、私がちょっとだけコメントしますと、精神科専門医が手助けするという前に、プライマリーの、つまりかかりつけ医の先生方が相談に乗れるっていうそういった体制を築いていけるといいなと思っています。そのために、私たち精神科病院協会も、精神神経科診療所協会も協力して、かかりつけ医を支援するという、こういう視点で今、行動を起こしています。今回の施策はその考えに合っていて、すごくいいと思います。

それからもう1つ思っているのは、今他のところでもお話が出ましたが、自殺対策をなさっている人が非常に困ってしまったときにそれを支援する。それを、精神科専門医を入れながら、心理学の専門家などを含めて支援していくという、そういった体制づくりも

必要かなというふうに思っています。

それから、第3点目はこれも中に出っていますが、がんの人が告知1年以内に亡くなる率が他の人に比べて23倍になるという研究もあるくらいで、がんの当初に受けるショックはとて大きい。そういうことにも、精神科医が支援していく、そのために総合病院の中で、要するに各科のある病院の中で精神医療も必要だと思っています。私の個人的な意見も少し入っていますが、以上です。大柱5は非常によくできていて感心しています。

○井上委員

すみません、4のところで言い忘れたことがあったのでよろしいでしょうか。4のところは「心の健康支援する環境の整備と心の健康づくり推進する」ということで、相談体制、(2)ですね、相談支援体制のことで地域、高齢者、性的マイノリティ、子ども、生活困窮者と並んでいます、LGBTのところを特に見たということもありますけど、相談体制を充実するということが書かれていて、それは大変良いかと思うんですけども、相談を受けた後どうなっていくかというところの筋道が見えづらいですね。ここへ書くのか、どちらのところに書くのかっていうのはちょっと迷うところあるんですけども、相談もちろん重要ですけども、そのあとどういうふうになっていくのかという道筋が見えないと、政策としては、見通しづらいなという印象を持ちました。だから、各箇所がここだということではないんですけども。性的マイノリティだけでなく他のところも含めて、具体的な警察官やなんかも含めた体制がどこかでちゃんと書かれているとよろしいかなというふうに思いました。

○大滝座長

非常に重要な点で、相談支援だけでなくそのあとのどうやって生きていけるかっていう、そういうことをちゃんと視野に入れた体制づくりをしないといけないというふうに思います。そういう意味では、次のハイリスク者について、弁護士会のご意見も伺いたいと思います。大柱6になりますね。もしよろしかったら、あるいは今の井上委員のことについても。

○小野委員

大柱6のところ今ちょっと拝見させていただいたところ、弁護士に関わるとすると130ページの法的問題関係のための情報提供の充実性のところなのかなと思って見ていました。なかなか書き方が難しくご苦労されているのはよくわかるんですが、例えば128ページは現状が丸々同じで、そのあとDV相談をくっつけただけみたいになっていて、その切り分けがなかなかご苦労されているのかなと思います。例えば、この間女性による女性のための相談会とかで県の方からも後援いただいたりして、大変ありがたかったんですが、何かそういうせつかく困窮者支援のところでは本当に貧困の家庭とか貧困の、個人の方に関する支援が書いてあって、法的支援のところはこの「包括相談会」とか「暮らしとところの相談会」とか書いてあったらいいのかしらと思って今見ていました。法律相談っていうと、

切り分け方が他の問題が違くと分野別に分かれてるところに法律相談というふうになっちゃったので、書き方難しいのはよくわかったんですが、ちょっと違いを出すのがよろしいかなと思います。

○大滝座長

この資料を見ながら思ったのですが、事務局の苦労が本当に偲ばれ、人間が生きていくことをどういうふうに切り取っていくか、どう支援しているかというのを、様々なところからライトアップしているんですね。確かにそのために一部重複してところもあるのだけど、ダブるところがあるっていうのはそこ多分すごく重要なところで、どこからも支援を必要とするところが繰り返し出てくるのだと思います。だからいろんなところに出てきてもいいんじゃないかなと思っています。

今、様々な機関にご意見を伺って、本会議の構成機関団体においては、各専門分野で様々な形で自殺対策に取り組んでおられます。そこで提案事項として、委員の皆様の差し支えない範囲で、皆様の取組みをかながわ自殺対策計画に掲載してはいかがでしょうか。例えば、すでに司法書士会のベッドサイド法律相談等掲載されていますが、その他の取組みに関しても掲載することで、全県体制で自殺対策に取り組んでいることを表せるものになるのではないかと考えます。もちろん、すぐに掲載可能な取組みを上げることは求めませんが、ぜひそういった視点も踏まえて、ご意見いただければと思います。

あるいは、先ほど事務局の説明にあったインターネットのサイト（かながわ自殺対策会議ポータルサイト）に載るようなイメージでしょうか。

○事務局

そうですね。もし可能であれば、この計画に載せられるようなものがあれば、載せていければというふうには考えております。ただその場合には、県の計画ということですので進捗管理とかもさせていただきながらということになります。もし、継続してやられるようなことや、例えばイベント的にやったりする取組みなどもあるということであればそういったものは、先ほど説明の中で触れましたポータルサイトの中でご紹介していくとか。もしそれぞれの団体の方で、そういった取組みをホームページでご紹介していればリンクを張らせていただくとか、そういうことを考えていきたいと思っております。

今日この場ですぐアイデアというのも難しいと思いますので、お持ち帰りになった場合に、もし何かこういったものがあるということであれば、事務局の方にお知らせいただければ幸いです。

○大滝座長

まさにかながわ自殺対策会議をみんなで作っていくっていう感じになりますかね。その目的はやっぱり神奈川に住む人が本当に1人、1人も死なないで済むってそういう社会を作っていきたいと、そんなふうには思っています。大柱6までが今までのところですけど、引き続き事務局に応募し大柱7以降でちょっと説明いただければと思います。

#### 4. 議事「かながわ自殺対策計画の改定素案について」(4)

##### 事務局説明

事務局より説明

##### 質疑応答

○大滝座長

今のところあれですか、ここまでということですね、それがまた少し文章化されるという理解でいいんですね。

○事務局

文章化というのがですね、今説明の方にこのA3のペーパーでやったんですがこれまでですね、先ほどの大柱1から大柱6と同様で、素案の本体の方に書かせていただいておりますので、もうすでに文章になっている形でございます。新しいところをピックアップしてのご説明だったんで、説明の仕方を変えてしまって申し訳ございません。

○大滝座長

何かご質問ございますまずか、最初に。各項目ごとにちょっと取り上げてみたいと思えますけどその前に全体に関して今出たところで。

○井出委員

先ほど私立学校の取組みについて話がありました。これはあくまで県が実際やる事業をぶら下げていて、市町村の事業は県の計画にはなかなか書きにくいと思うんですけど、ただそれが触れられてないと、冒頭、「地域で」と言っていますよね。結構そこに非常に違和感があります。何か書き方の工夫ができるのではと思うので、そこは、市町村は入れてないという整理ですかね、あくまで県が直接予算を組むという事業のことでしょうか。

○事務局

基本的には県が直接やっている事業と、先ほどもご提案させていただきましたが、皆様の方でやられている事業で全県を対象にしているものを書き込ませていただければと思っています。

自殺対策計画につきましては自殺対策基本法で市町村にも策定義務の方がございますので、各市町村のそれぞれの取組みは、それぞれの市町村の計画の方に書き込んでいただくという整理でやらせていただいております。

○井出委員

生活困窮者対策って、例えば一番基本的な対策が生活保護ですよ。それは、町村部以外はほとんど市が持っているんですね。結構市町村によっては、支援事業なんかも直接やっていたり、委託したりしてやっているんですけど、そういうものが抜けてしまっている。例えば、生活困窮者対策も町村部、生活支援事業などが書いてありますけど、事業の中で特に自殺に関わる施策を整理したんだとは思いますが。ただこれを読んでいて、例えば市町

村のそういう取組みも載せられないか、支援事業関係で県の会議もあると思いますので、そういう会議で全体推進していくとか、そういう書き方ができないでしょうか。

○事務局

はい。そのあたり少し所管課の方とも相談したいと思います。

○大滝座長

どうやれば全県民に有効にこの支援が届くか、県の所轄の施設に関する計画ですからね。そこは限界もありますよね。だから限界はあるけど、県があえてそういうふうにかような方針だということを宣言して、県がやってみせるのはすごく意味があると思うので、その辺はできるだけ取り残される市町村群がないような、方向がうまくできるといいなと思って聞いていました。

○小野委員

私、普段の取組みとして自死遺族に対する取組みが多いのでちょっと読んでいてどこだろうと思っていたんですけど、さっきの改定の基本方針のところ自殺者の名誉及び生活の平和に配慮するっていうのが基本方針の1つだというふうに大きく挙げていただいていたので、どれかなと思っていましたが見つけられませんでした。もしあれば、どれかっていうことを教えていただければというのが1点と、普段気になっているのは、事故物件を晒すという、賃貸のものを晒すとか、自死遺族の方が名誉や個人情報を晒されてしまい、生活の平穏を害されるというのが問題にはなっていて、一方でその借主さんとかその不動産を売買する方の知る権利みたいなところがあるので、難しい問題があるんですよ。

そういう話を踏み込んでしていただいているのか、そんな文書かと思ってしまいました。自死遺族、自殺者の名誉の扱いについて、どういう支援を考えてやっていらっしゃるのか、もし教えていただければ。

○事務局

自死遺族の支援については大柱8というところで、基本的にはそういったご体験をされた方が安心して語れる場を作る、ご相談をしやすい体制を作っていくというようなところなんです。本文でいうと169ページ以降になります。

今委員の方からご指摘のあった点は、入っておりません。

○小野委員

死者の名誉はなかなか法律でも難しい問題、自殺者の名誉と書いてあったので、すごく先進的なものを書いてあるのかしらと思っていました。

書き方からすると、そう思われてしまう気もしたので、ここを直せるかわからないですけど、工夫されてもいいと思いました。

○事務局

考えたいと思います。もし何か具体的なヒント等があれば、いただければと思います。

○大滝座長

それに関して自死遺族支援センターの藤尾委員の方から何かございますか。

○藤尾委員

そうですね。今の例でいうと、そういう不動産関係で事故物件として扱われて、場合によってはその部屋のリノベーションだけじゃなくて1棟建直してくれとか、あるいは鉄道会社から法外な請求を受けたとか実際そういう例はあります。一方で、少額で払えなくない金額の場合、払った遺族もいますけども、とても払えるような金額でない金額を請求された方もいて、その辺は弁護士の方と相談しながら対応をしております。場合によっては、その市とか県の窓口の方とも連携しながら対応しています。これはケースバイケースですけれども、やはり連携できるような施策、窓口というか、相談場所等のワンストップでできることがあればいいのかなと思います。過去の例では、やはり個別対応をしています。

私たちのセンターの方に相談を受けたり、あるいはセンターの会員が直接相談を受けたりして、弁護士さんにつないでいます。主に東京や埼玉の例が多くて、神奈川では私は対応したことないんですけども、死者というかその遺族を守るという点で死者の名誉もそうですが、遺族を保護するというか守ってあげるという点ではやはりそういう何らかのつなげるところがあるといいかなと思います。

○大滝座長

小野委員が指摘されたように、この知る権利と知られない権利というものについて、世の中がどう折り合いをつけるかということがまだ決まってないというか、非常に流動的なものだと思います。この会議だけでそれは決めきれないものですが、やはり基本的にはその人間に対するリスペクトというか人権や尊厳を保つということ、これがちゃんと保たれていることを目指すというのが、基本的な考え方だとは思っていますが、具体的にすると結構難しいような気がします。

○小野委員

書き方の工夫で違和感は無くなると思います。

○大滝座長

先ほど言われたように事務局の方にその辺を細かくご指摘いただければ調整できると思います。

○事務局

今のお話を具体的に施策として示すのは難しいと思いますが、やはり、自殺対策を進めていく上で、それに携わる方々が共通してそういう認識を持ってやっていただくというようなところは、うまく表現できたらいいと思います。

○大滝座長

大柱9で民間連携、報道ということで何か丸山委員の方で指摘の点はありますか。

○丸山委員



コロナ禍による経済的困窮や家庭問題が要因となって自殺する人が、日本では特に多いです。これは、精神科医ら専門家の分析でも明らかとなっています。そして、ここにきて日本ではまた、感染者数が大きく増える傾向にあります。この状況において、自殺をどう食い止めるかを考えると、あらためて統計と分析を多くの人に伝えていく必要があると思います。警察や国の出すデータを基に、大学や医療関係の考察結果を報じていく、そして防止の方策を呼び掛けていく。こうした報道が今後も必要となります。

なぜ、日本にはこれほどコロナ禍による自殺者が多いのでしょうか。日本特有の問題があるのではないのでしょうか。行政や医療、支援団体など、これだけ多くの専門機関が連携していても、それがなかなか明確に見えてきません。

コロナ禍で出社や登校が自粛となり、家庭の団らんが増えたと思ったら、妻の自殺が増えてしまった。こんな分析結果が大学から発表されました。これにはやはり、日本特有の家庭問題が潜んでいるのではないのでしょうか。一方で、日本人は自己肯定感が少ないのではないかといった意見もあります。

この機に日本の社会構造的、精神的な課題をより明らかにして、官民連携で自殺防止にあたっていくことが求められていると思うのですが。「コロナ後の社会」を考えていくうえでも必要と思うのです。

○大滝座長

非常に本質を突いたご指摘で、私たちもそういう視点を見失って、データだけや表面に出てきたことだけで考えていくと、大事なところを見失ってしまうんじゃないかなと。なぜ日本で自殺が多いのかという根本のところから、何度も何度も考え直さないといけない。今日は地域自殺の研究をしている横浜市大の菱本委員がお休みなので大変残念ですが。大柱12のところの女性問題で井上委員の方で何か。

○井上委員

大柱12のところはまだこれから膨らんでいくっていう話をさっきいただいたので、今の段階でということでコメントをしたいんですが、今丸山委員からもお話ありましたように、(2)で、コロナ渦で顕在化した課題を踏まえた女性支援という項目を挙げていて、それは大変素晴らしいと思いますし、国の大綱でもね、そこが上がっているんですね。この頭出しがあるところはすばらしく良いというふうに思いますけれども、その中身が相談支援っていうのは、やっぱりもうちょっと違うんじゃないかなという気がいたします。もちろん相談支援がいないということでは、決してないんですけども、施策の中身としても、県の施策全体を見回したような、対応、施策を考えていただきたいと思っています。大綱の中でも厚労省の意見もあったり、労働の話が出てきたりといった話も書かれていますよね。あの辺りも見ながら是非というふうに思います。

特に、コロナ渦で、前にも申し上げたように、ステイホームっていうのもさすがにあまり最近はやわなくなりましたけれども、家族に非常に家庭に負荷がかかるような施策が進

められたこと、それから、コロナ渦で女性の多くが就業しているサービス業が、一時期よりよくなってきましたけれども、非常に壊滅的だった。それから、非正規の雇用の人達、これは男性も含まれますけれども、非常に大きな打撃を受けたというこれは明らかなことですので、このあたりどうやってこの自殺という、角度というか、視角、アングルから迫っていくということ。おそらく労働問題にいたしましてもその他のDVの問題にしましても、それぞれの県庁のそれぞれの部署でやっていることですので、そこにどうやってこう横串を刺していくか、自殺対策という意味で、そういう視点でぜひおまとめいただきたいというふうに思っています。

もう1つ言っておくと、コロナで今申し上げたようなことが顕在化してきましたが、これは決してコロナで新しく出てきた問題じゃないんですね。コロナのおかげというのは良い言い方ではないですが、今まで隠れていたものが表に出てきた、ないしはもちろん大きくそこが膨らんだということ。程度の問題もありますが。

そういうことを踏まえて、横串をさせるような施策がぜひ必要だというふうに思っています。この前の前の時も、もうちょっと労働行政に対してこの委員会から、意見をもし述べることができないかという話も出ていましたよね。例えばそういう形での施策のパッケージというか、提案があってもいいかなというふうに思います。もちろんこれ、県の所管している計画で、県の行政全体に関わることだと思いますので、そこは自殺という角度をとれば、県の施策を整理してこう見るができるんですよっていうような形で、是非、書き方ということも含めて、新しい発想でやっていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、ここのところは具体的な支援の話になってくところですから、先ほど相談のところでも申し上げたように、相談でピックアップされた、掴むことができた自殺念慮、自殺を企図している人たちの話だと思うんですが、どうやったら支援に繋がっていくかという発想で少し整理していただきたいというふうに思っています。ここで挙がっている、例えば妊産婦、コロナ渦の問題はすごく広いですが、困難を抱える方、厚労省で2年ぐらい前からやっていて、このたびに法律ができましたしね。この辺り、大変幅の広い対象者ということになると思います。そういう方々への施策はやはりいろいろ所管があって分かれているところですので、具体的にどうやってつないでいくか、この課がすべてのことをするわけではないので、どうやってつないでいくか。先ほど申し上げようと思って忘れてしまったんですけど、会長もおっしゃってたように自殺の原因ってものすごくたくさんあってこれ1個って決められない、複層、複数、複雑だということでもありますし、自殺の企図を持ってる人が私は自殺をしそうですっていう看板をつけてくるってことはありえないので、最初のところでは自殺の徴表がない人に対してどうやってアプローチして、その人を具体的な支援にどうやってつなげていくかっていうところが重要だと思います。

抽象的な言い方にしかならなくて申し訳ないんですけど、そういう形で相談から具体的

な支援へと、具体的な支援のプロセスを書くってことになるのか、支援体制をこれ並べら  
ってという発想でこうまとめてらっしゃいますので、それをこう丸めていくのかちょっと発  
想が、掴みかねるというかありますけれども、うまくそこが繋がるような形になってくる  
といいかなと。

行政計画ですので行政の皆さんに読んでもらうってことも重要、第一次的に重要なんで  
すけれども、それを県民の方が読んだり、支援団体の方が読んだり、というところもとて  
も重要ですので、自分の役割がどこなのか、さっき官民連携の話もありましたけど、自分  
の役割はどこなかっていうことを意識するためにも、その繋がり、県の具体的にやって  
いる施策と自分たちの支援の日常的にやっていることがどういう関係になるのかっていう  
のも含めて整理できるように。あるいは、一般の県民ですよ。自分たちは相談したらこ  
うなるんだなっていう、道筋みたいのが見えてくるような形になると、皆さんに読んでも  
らえるんじゃないかなと思います。それが広い意味で啓発に繋がると思いますので、ぜひ  
工夫を、もっとここは長くなるんじゃないかなと期待しています。

前段のところでは聞けばよかったんですけど、それぞれの所管のところと打合せって  
いうことをおっしゃいましたけれども、そうすると全体の進みの中では、私たちのこの委員会  
としては、どこかで検討する機会があるというふうに考えていいのでしょうか。それとも、  
もうパブコメに入っていくのでしょうか。

#### ○事務局

基本的には、今日いただいたご意見をまた反映をさせていただいて、それを今素案とい  
う形でお示しをしておりますけれども、これをまた今日いただいたご意見、反映できると  
ころ反映したり、今調整中の事項を調整して、素案を固めて、県議会の常任委員会の方  
にご報告をさせていただいて、パブリックコメントをやらせていただいて、パブコメのま  
たご意見を踏まえて、改めてまたこの会議の方にお諮りするということふうに考えて  
おります。

#### ○井上委員

言葉を選ばずに言うと、この部分はまだちょっと素案の段階にいていないんじゃない  
かなっていう、先ほどのお話を聞いた印象です。このままずっとパブコメの方に進んで  
いていいのかなっていうのは、やや疑問に感じましたので、手続き的にも工夫をして  
いただけるといいかなと。例えば、どこかでもう1回メールで意見を出す機会があるとか、

#### ○事務局

未調整の部分もございますので、改めて今日いただいたご意見を反映したものを委員  
の皆様の方に、メールの方でお送りをさせていただいて、ご確認いただいてご意見  
いただくというところも、もう1回やりたいと思っておりますのでよろしくお願  
いいたします。

#### ○大滝座長

もう1回、各々にメールか何かの形になりますかね。

#### ○事務局

そうですね、会議をもう1回開催するのは難しいので、メールでお送りして、確認をいただいてご意見を頂戴するという形でやらせていただければと思います。

○大滝座長

よろしくをお願いします。今、勤務問題の話が出ましたので、連合神奈川の佐藤副座長にもご指摘いただければ。

○佐藤委員

207ページ以降が勤務問題に関するということで書かれているんですけど、特に208ページ、この長時間労働の是正に向けた取組みの推進、ここは非常に大事な部分だと思っています。

大きく言うと、時間外労働の話で、ブラック企業だとか、いろいろ出てくるので、的を射られないと思うんですが、やはり企業を経営する経営者の方については、大きな企業はそれなりの認識はあるんですが、中小になると、なかなか経営における使用者の関係ってというのが、うまく表現できてないと思います。

というのはここで書いてある経団連の要請の実施というのが入っていますが、おそらく出てくるのは人事担当などで、経営者じゃないんですよ。連合本部の経団連の話はトップがでてきますけど、47都道府県の中でやる経営者協会との意見交換、連合神奈川も意見交換をやっていますが、ここ2年ぐらいは人事担当、主任だとか、そういう方が出てきます。ただそれはできるだけ、経営者の方に来ていただきたいと思っています。

というのは経営の実態について周知徹底をするっていう場ですから、我々も連合神奈川は傘下の企業に関してはそういう話をしています。こういうことについてはできるだけトップとやれと、そういう指示を出させていただいて、実情によってはなかなか難しいところはあってもいいんですけど、そういった中で議論をしていただきたい。

労働組合ごとの話ではなくて、働く人の環境整備だとか、この207ページ後ずっと書いてあって、それが自殺対策の云々というところに繋がってくる部分があると思いますので、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。神奈川労働センターさんがね、いろいろな形でやっているというのは我々も承知していますので、連合神奈川も労働組合の集合体の中で、労働相談も含めた形でやらせていただきます。

正直言って自殺云々という話の相談はないんですが、やはり今多いのがパワハラだとか、そういった話です。それとあと女性に対するセクハラ、そういう周りの事案が結構、今日も2件ほどそういう話がありました。具体的なことは言いませんが、職場の上司が後ろからポンと来て、今日も頑張れよ、綺麗だなとかそういう言葉を掛けられたと。本人はわかってないのかもしれないけどそれはセクハラだっていう事を、事実関係がしっかり取れていますので、その辺は、今日弁護士会の方もいますのでそういったところにも相談が行くだろうと思っていますので、事案としてはあります。承知しておいていただければと思います。

だからこの208ページ（「経営団体への要請の実施」）は、「強く要請します」ということで、具体的に書いたほうがいいんじゃないでしょうか。県としても、いろいろ案内出していますよね、マネジメントとか。そういった研修会もおそらく例えば人事の方しか来ていないのではないかと考えていますので。ピンポイントでこう経営者っていう部分を強調して、現状をぜひ理解していただきたいと思っています。我々も労働組合の立場ではやらせていただきますので、ぜひ、よろしく願いできればと思います。以上です。

○大滝座長

ありがとうございました。時間が押しているんですけども、あと1点だけ大柱10の子ども若者のことで、県の教育委員会の能條委員、そして私立中学・高等学校協会の錦委員、何かございましたら一言頂ければと思います。

○能條委員

冒頭から先生の方からもお話あったように、子どもたちの自死が大変増えていてということで、県の教育委員会としても大変危機感を持っております。コロナが徐々に沈静化に向かいつつあるとは思いますが、やはり因果関係がちょっとはつきりしませんが、自死が相当増えていて危機的な状況だというふうに思っています。前回の会議でもちょっとお話させていただいたのですけれども、やはりSOSが出せる子どもたちへの支援に留まっています、これまでのところ。スクールカウンセラーにしてもソーシャルワーカーにしても、そういった対応だったんですが、それだけではもはや対応が難しい、足りないというふうな認識のもと、その水面下にある子どもたち、声を上げない、あげづらい、その自分状況を認識ができていないような子どもたちも含めてですね、子どもたちをどうやって救っていくのかっていうところを考えていけない段階に来ているのかなというふうには思っております。先生からいただいた話とは違うかもしれませんが。

○大滝座長

ありがとうございます。子どもを育てること、子どもを大事にすること、子どもを育てる人を大切にすること、このことができていないのが、この国がうまくいってない一番の原因じゃないかと私は思っています。もうなんとしても、若者子どもを応援して支援していくことを、少なくとも神奈川県だけでもやっていただきたいと私は思っています。

錦委員、何かありますでしょうか。

○錦委員

先ほども言いましたように、小中高校生については、コロナの長い期間があって、やはり家庭の差っていうのがとても出たなっていう感じがします。あと、小中高校生だけじゃなくて、卒業生に聞いてみると、大学に入ってすぐコロナになってしまった卒業生等もうほとんどずっとオンラインのまま就活といいます。そのまま社会に出るんだなという。大学時代の4年間って、学ぶことも多いんですが、そこでいろんな人間関係を幅広く体験する良い機会だと思うんですね。ですから先ほど言ったように、やはり様々な意味で、こ

の数年間ですね、この委員会の意義っていうのはとても大きなものになると思います。今日でも、皆さんとても熱心にね、いろいろ協議されていて、ぜひそれが実際に皆様の考えが様々な子どもたちのところに届くように期待しております。

○大滝座長

ありがとうございました。子どもの少ない社会に未来はないと私は思っているので、ぜひその辺もできることを。自殺と直接は関係ないようですけども、実はすごく大きな関係があると私は思っているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

何か最後にどうしてもこれ言い残したこと、言った方がいってことが委員の中にございましたら。特になければ議事は終了となります。どうもいろいろありがとうございました。これから事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

## 閉会

### 事務局進行（3）

事務局より説明

以上